

青森県報

号外第三十三号

平成二十年
三月三十一日
(月曜日)

目 次

人事委員会

人事委員会規則一三 一二(職員の自己啓発等休業)……………	(職員課) …… 二
人事委員会規則一〇〇(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の規定による法人を定める規則)の一部を改正する規則……………	(管理課) …… 三
人事委員会規則六一七(任期付研究員の採用等)の一部を改正する規則……………	(職員課) …… 三
人事委員会規則六一八(公益法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則……………	(同) …… 三
人事委員会規則六一九(任期付職員の採用等)の一部を改正する規則……………	(同) …… 四
人事委員会規則九三(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等)の一部を改正する規則……………	(同) …… 四
人事委員会規則一一二(現行規則の廃止)の一部を改正する規則……………	(同) …… 四
人事委員会規則七〇(給料等の支給)の一部を改正する規則……………	(同) …… 四
人事委員会規則七三(県税事務手当)等の一部を改正する規則……………	(同) …… 五
人事委員会規則七一九(給料の調整額)等の一部を改正する規則……………	(同) …… 八
人事委員会規則七三八(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則……………	(同) …… 九

人事委員会規則七三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則……………	(同) …… 九
人事委員会規則七四四(通勤手当)の一部を改正する規則……………	(同) …… 一〇
人事委員会規則七五一(へき地手当等)の一部を改正する規則……………	(同) …… 一〇
人事委員会規則七六二(初任給調整手当)の一部を改正する規則……………	(同) …… 一一
人事委員会規則七六七(管理職手当)の一部を改正する規則……………	(同) …… 一一
人事委員会規則七八〇(期末手当、勤勉手当及び期末特別手当)の一部を改正する規則……………	(同) …… 一四
人事委員会規則七八五(寒冷地手当)の一部を改正する規則……………	(同) …… 一五
人事委員会規則七八六(農林漁業普及指導手当)の一部を改正する規則……………	(同) …… 一五
人事委員会規則七九五(地域手当)等の一部を改正する規則……………	(同) …… 一六
人事委員会規則七一一(特勤勤務手当等)の一部を改正する規則……………	(同) …… 一六
人事委員会規則七一一八(教職調整額の支給方法)の一部を改正する規則……………	(同) …… 一八
人事委員会規則七一三三(義務教育等教員特別手当)の一部を改正する規則……………	(同) …… 一八
人事委員会規則七一五九(単身赴任手当)の一部を改正する規則……………	(同) …… 一八
人事委員会規則七一六二(管理職員特別勤務手当)の一部を改正する規則……………	(同) …… 一九
人事委員会規則七一七九(再任用短時間勤務職員の給料月額の端数計算)の一部を改正する規則……………	(同) …… 一九
人事委員会規則七一九一(平成十八年改正条例附則第九項から第十一項までの規定による給料)の一部を改正する規則……………	(同) …… 一九

人事委員会

規則……………(同) ……二九
 人事委員会規則七 一九二(退職手当の支給等)の一部を
 改正する規則……………(同) ……二〇
 人事委員会規則一三 八(職員勤務時間、休日及び休暇)
 の一部を改正する規則……………(同) ……二〇
 人事委員会規則一三 九(職員の育児休業等に関する規則)
 の一部を改正する規則……………(同) ……二三

人事委員会規則一三 一二(職員の自己啓発等休業)をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則一三 一二

職員の自己啓発等休業

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成二十年三月青森県条例第一号。以下「条例」という。)第三条及び第十条から第十二条までの規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合)

第二条 条例第三条の人事委員会規則で定める場合は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学院の課程(同法の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)又はこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程であつて、その修業年限が二年を超え、三年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。

(職務復帰後における号給の調整)

第三条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰したときは、条例第十条の規定により引き続き勤務したものとみなされる期間を考慮して、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等

の基準)第三十三条に規定する昇給日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(職員の退職手当に関する条例の特例)

第四条 条例第十一条第二項の規定により読み替えて適用される職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年十二月青森県条例第六十二号。以下「退職手当条例」という。)(第七条第四項に規定する人事委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が、その成果によつて当該自己啓発等休業の期間の終了後においても公務の能率的な運営に特に資することが見込まれるものとして当該自己啓発等休業の期間の初日の前日(条例第七条の規定により自己啓発等休業の期間が延長された場合にあつては、延長された自己啓発等休業の期間の初日の前日)までに、任命権者が人事委員会の承認を受けたこと。

二 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)(第二十九条の規定による懲戒処分(懲戒職の処分を除く。))又はこれに準ずる処分を受けていないこと。

三 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間(退職手当条例第七条第五項、第七条の四第一項及び第六項並びに第七条の五第一項の規定により職員としての引き続いた在職期間を含むもの)とされる期間を含む。)(が五年に達するまでの期間中に退職したものではないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 通勤(退職手当条例第四条第二項に規定する通勤(他の法令の規定により通勤とみなされるものを含む。))をいう。以下同じ。)(による負傷若しくは病気(以下「傷病」という。))若しくは死亡により退職した場合又は退職手当条例第五条第一項に規定する公務上の傷病若しくは死亡(他の法令の規定により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病又は死亡を含む。))により退職した場合

イ 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年三月青森県条例第四号)(第二条の規定により退職した場合)(同条例第四条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。))又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した場合

ウ 任期を定めて採用された職員が、当該任期が満了したことにより退職した場

合

工 退職手当条例第七条の四第四項若しくは第五項、第七条の五第三項、第八条

第三項又は第十三条の規定に該当して退職した場合

2 前項第三号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 法第二十八条第二項の規定による休職の期間（通勤による傷病若しくは退職手当条例第五条第一項に規定する公務上の傷病（他の法令の規定により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病を含む。）により法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当し、又は職員の休職の事由を定める条例（昭和四十四年十二月青森県条例第四十二号）第二条に規定する事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間を除く。）

二 法第二十九条の規定による停職の期間

三 法第五十五条の二第一項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第六条第一項ただし書の規定により組合の役員として専ら従事した期間
四 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定による育児休業をした期間

五 自己啓発等休業をした期間

六 前各号の期間に準ずる期間

（申請手続等）

第五条 自己啓発等休業の承認を受けようとする職員は、書面により、自己啓発等休業を始めようとする日の一月前までに任命権者に申請しなければならない。

2 自己啓発等休業をしている職員は、条例第九条各号に掲げる場合には、遅滞なく当該自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について書面により任命権者に報告しなければならない。

3 第一項の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則一〇 （職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の規定による法人を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則一〇 （職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の規定による法人を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一〇 （職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の規定による法人を定める規則）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 県が設立した地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十五条に規定する一般地方独立行政法人

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則六一七（任期付研究員の採用等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則六一七（任期付研究員の採用等）の一部を改正する規則

人事委員会規則六一七（任期付研究員の採用等）の一部を次のように改正する。

第六条中「勤勉手当及び期末特別手当」を「及び勤勉手当」に改める。

第十条中「午前八時十五分から午後五時」を「午前八時三十分から午後五時三十分」に改め、「午後零時四十五分」を「午後一時」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則六一八（公益法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則六 一八（公益法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則

人事委員会規則六 一八（公益法人等への職員の派遣等）の一部を次のように改正する。

別表第一中 財団法人青森県体育協会 を 「財団法人青森県体育協会」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則六 一九（任期付職員の採用等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日 青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則六 一九（任期付職員の採用等）の一部を改正する規則

人事委員会規則六 一九（任期付職員の採用等）の一部を次のように改正する。第六条中「、勤勉手当及び期末特別手当」を「及び勤勉手当」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則九 三（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日 青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則九 三（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等）

人事委員会規則九 三（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等）の一部を改正する規則をここに公布する。

人事委員会規則九 三（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等）

人事委員会規則九 三（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等）

人事委員会規則九 三（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等）

等）の一部を改正する規則

人事委員会規則九 三（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、期末手当及び期末特別手当」を「及び期末手当」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則一 二（現行規則の廃止）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日 青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則一 二（現行規則の廃止）の一部を改正する規則

人事委員会規則一 二（現行規則の廃止）の一部を次のように改正する。

第百四十二項の次に次の一項を加える。

143 人事委員会規則七 一七五（指定職給料表の適用を受ける職員の給料月額。平成十一年三月）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 〇（給料等の支給）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日 青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 〇（給料等の支給）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 〇（給料等の支給）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 自己啓発等休業（地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰し

業をいう。以下同じ。）を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰し

た場合

第五条第二項中「又は停職」を「自己啓発等休業をし、又は停職」に改める。

第十条の二第一号中「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(次号及び第十二条において「再任用短時間勤務職員」という。)」を「次号及び第三号に掲げる職員」に改め、同条第二号中「再任用短時間勤務職員」を「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(第十二条において「再任用短時間勤務職員」という。)」に改め、同条に次の一号を加える。

三 育児休業法第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員(第十二条において「育児短時間勤務職員等」という。)(第一号の規定による時間に職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月青森県条例第五号。以下「育児休業条例」という。)(第十七条(育児休業条例第二十二条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えられた勤務時間条例第二条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数(勤務時間条例第八条第一項に規定する船員にあつては、育児休業条例第十七条(育児休業条例第二十二条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えられた勤務時間条例第八条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数)を乗じて得た時間
第十二条第二項第一号中「再任用短時間勤務職員」を「次号及び第三号に掲げる職員」に改め、同項に次の一号を加える。

三 育児短時間勤務職員等

ア 育児休業条例第十八条(育児休業条例第二十二条において準用する場合を含む。)(の規定により読み替えられた条例第十三条第三項に規定する割振り変更前の勤務時間(以下この号において「割振り変更前の勤務時間」という。))が育児休業条例第十七条(育児休業条例第二十一条において準用する場合を含む。)(の規定により読み替えられた勤務時間条例第二条第一項本文に規定する勤務時間(勤務時間条例第八条第一項に規定する船員にあつては、育児休業条例第十七条(育児休業条例第二十二条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えられた勤務時間条例第八条第一項本文に規定する勤務時間)以上である場合 休日等が属する週において、条例第十四条の規定により休日勤務手当が支給される時間

イ 割振り変更前の勤務時間が育児休業条例第十七条(育児休業条例第二十二条において準用する場合を含む。)(の規定により読み替えられた勤務時間条例第二条第一項本文に規定する勤務時間(勤務時間条例第八条第一項に規定する船員にあつては、育児休業条例第十七条(育児休業条例第二十二条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えられた勤務時間条例第八条第一項本文に規定する勤務時間)未満である週の場合 育児休業条例第十七条(育児休業条例第二十二条において準用する場合を含む。)(の規定により読み替えられた勤務時間条例第二条第一項本文に規定する勤務時間(勤務時間条例第八条第一項に規定する船員にあつては、育児休業条例第十七条(育児休業条例第二十二条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えられた勤務時間条例第八条第一項本文に規定する勤務時間)から割振り変更前の勤務時間を差し引いた時間数に相当する時間(休日等が属する週においては、当該時間に条例第十四条の規定により休日勤務手当が支給される時間を加えた時間)に達するまでの時間

ウ イの規定にかかわらず、割振り単位期間が一週間を超える場合で、一の割振り単位期間におけるイの規定により得られる時間が、四十に当該割振り単位期間の暦日数を乗じて得た数を七で除して得た数から当該割振り単位期間における割振り変更前の勤務時間の合計時間を差し引いた時間に相当する時間(当該割振り単位期間に休日等が属する場合においては、当該時間に条例第十四条の規定により休日勤務手当が支給される時間を加えた時間)を超える場合にあつては、当該相当する時間に達するまでの時間
第十三条中「条例第十四条」の下に「(育児休業条例第十八条(育児休業条例第二十二条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。」を加える。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 三(県税事務手当)等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 三(県税事務手当)等の一部を改正する規則

人事委員会規則七 三(県税事務手当)等の一部を次のように改正する。

(人事委員会規則七 三(県税事務手当)の一部改正)

第一条 人事委員会規則七 三(県税事務手当)の一部を次のように改正する。
第三条第二項を次のように改める。

2 次の各号に掲げる職員に対する前項第一号の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)

前項第一号中「一万八千五百円」とあるのは「一万八千五百円に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年七月青森県条例第十六号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下この項において「勤務割合」という。)を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この項において同じ。)」と、「一万千円」とあるのは「一万千円に勤務割合を乗じて得た額」とする。

二 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。) 前項第一号中「一万八千五百円」とあるのは「一万八千五百円に職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月青森県条例第五号)第十七条(同条例第二十二條において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年七月青森県条例第十六号)第二条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数(以下この項において「算出率」という。)を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この項において同じ。)」と、「二万千円」とあるのは「二万千円に算出率を乗じて得た額」とする。

第五条第二項中「再任用短時間勤務職員」の下に「及び育児短時間勤務職員等」を加える。

第二条 人事委員会規則七 一〇(学校職員の特殊勤務手当)の一部を次のように改

正する。

第二条第一号(3)中「青森県条例第十六号」の下に「。以下「勤務時間条例」という。」を加え、同条第七号中「あつては、」を「あつては」に、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を「勤務時間条例」に改め、「得た数を」の下に「、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月青森県条例第五号)第十七条(同条例第二十二條において準用する場合を含む。))の規定により読み替えられた勤務時間条例第二条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれを加える。

(人事委員会規則七 二七(警察職員の特殊勤務手当)の一部改正)

第三条 人事委員会規則七 二七(警察職員の特殊勤務手当)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「あつては、」を「あつては」に改め、「得た数を」の下に「、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)にあつてはその額に職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月青森県条例第五号)第十七条(同条例第二十二條において準用する場合を含む。))の規定により読み替えられた勤務時間条例第二条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」を加える。

第六条第二項中「再任用短時間勤務職員」の下に「及び育児短時間勤務職員等」を加える。
(人事委員会規則七 六〇(福祉業務現業手当)の一部改正)

第四条 人事委員会規則七 六〇(福祉業務現業手当)の一部を次のように改正する。
第三条第二項を次のように改める。

2 次の各号に掲げる職員に対する前項第一号の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)

前項第一号中「一万二千八百円」とあるのは「一万二千八百円に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年七月青森県条例第十六号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で

除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）前項第一号中「一万二千八百円」とあるのは「一万二千八百円に職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）第十七条（同条例第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）第二条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

第五条第二項中「再任用短時間勤務職員」の下に「及び育児短時間勤務職員等」を加える。

（人事委員会規則七 六四（職業訓練指導員手当）の一部改正）

第五条 人事委員会規則七 六四（職業訓練指導員手当）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「占める職員」の下に「並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員」を加える。

（人事委員会規則七 八三（衛生検査手当）の一部改正）

第六条 人事委員会規則七 八三（衛生検査手当）の一部を次のように改正する。

第三条第二項を次のように改める。

2 次の各号に掲げる職員に対する前項第一号の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）

前項第一号中「一万七千三百円」とあるのは「一万七千三百円に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）前項第一号中「一万七千三百円」とあるのは「一万七千三百円に職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）第十七条（同条例第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）第二条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

第四条第二項中「再任用短時間勤務職員」の下に「及び育児短時間勤務職員等」を加える。

（人事委員会規則七 九七（病虫害防除手当）の一部改正）

第七条 人事委員会規則七 九七（病虫害防除手当）の一部を次のように改正する。

第三条第二項を次のように改める。

2 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）

前項中「一万五千円」とあるのは「一万五千円に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務

をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）前項中「一万五千円」とあるのは「一万五千円に職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）第十七条（同条例第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）第二条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

て得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第四条第二項中「再任用短時間勤務職員」の下に「及び育児短時間勤務職員等」を加える。

（人事委員会規則七 九八（家畜診療手当）の一部改正）

第八条 人事委員会規則七 九八（家畜診療手当）の一部を次のように改正する。

第三条第二項を次のように改める。

2 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）

前項中「一万六千二百円」とあるのは「一万六千二百円に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。） 前項中「一万六千二百円」とあるのは「一万六千二百円に職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）第十七条（同条例第二十二條において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）第二条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

（人事委員会規則七 一四八（農業者育成業務手当）の一部改正）

第九条 人事委員会規則七 一四八（農業者育成業務手当）の一部を次のように改正する。

第四条第二項を次のように改める。

（人事委員会規則七 一四八（農業者育成業務手当）の一部改正）

第四条第二項中「再任用短時間勤務職員」の下に「及び育児短時間勤務職員等」を加える。

2 次の各号に掲げる職員に対する前項第一号の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）

前項第一号中「一万五千円」とあるのは「一万五千円に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。） 前項第一号中「一万五千円」とあるのは「一万五千円に職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）第十七条（同条例第二十二條において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）第二条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

第五条第二項中「再任用短時間勤務職員」の下に「及び育児短時間勤務職員等」を加える。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 一九（給料の調整額）等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 一九（給料の調整額）等の一部を改正する規則

（人事委員会規則七 一九（給料の調整額）の一部改正）

第一条 人事委員会規則七 一九（給料の調整額）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「あつては、」を「あつては」に改め、「第十六号」の下に「

以下「勤務時間条例」という。」を、「除して得た数を」の下に、「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（以下この項において「育児短時間勤務職員等」という。）にあつてはその額に職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）第十七条（同条例第二十二條において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間条例第二条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」を、「（再任用短時間勤務職員」の下に「及び育児短時間勤務職員等」を加える。

別表第一 保健大学の項を削る。

別表第二中才を削り、力を才とし、キを力とし、クをキとする。

（人事委員会規則七 一九（給料の調整額）の一部を改正する規則の一部改正）

第二条 人事委員会規則七 一九（給料の調整額）の一部を改正する規則（平成十八年三月三十一日公布）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「あつては、」を「あつては」に改め、「第十六号」の下に「。以下「勤務時間条例」という。」を、「除して得た数を」の下に、「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）第十七条（同条例第二十二條において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間条例第二条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」を加える。

附則第三項第三号中「第四条第五号」を「第四条第一項第六号」に、同号イ中

「第四条各号」を「第四条第一項各号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 三八（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 三八（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 三八（給料表の適用範囲）の一部を次のように改正する。第五条の二及び第十条を削る。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規

則

人事委員会規則七 三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号中才を削り、力を才とし、キを力とし、クをキとし、ケをクとする。

第二十八条の二を削る。

第三十五条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十八条第二号中「若しくは」を「又は」に改める。

別表第一中力を削り、キを力とし、クをキとし、ケをケとする。

別表第二中力を削り、キを力とし、クをキとし、ケをケとする。

別表第六中力を削り、キを力とし、クをキとし、ケをケとする。

別表第七中力を削り、キを力とし、クをキとし、ケをケとする。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

〔泊 中 学 校 上北郡六ヶ所村大字泊字焼山六一の一〕

〔小田野沢中学校 下北郡東通村大字小田野沢字南道五五の二〕

〔南部 中学校 下北郡東通村大字白糠字赤平七四四〕

〔泊 中 学 校 上北郡六ヶ所村大字泊字焼山六一の一〕

〔厚目内 中学校 黒石市大字沖浦字大巻前四六〕

〔十和田湖 中学校 十和田市大字奥瀬字十和田四二〇〕

〔十和田湖 中学校 十和田市大字奥瀬字十和田湖畔字樽部四二〇〕

〔奥内 小 学 校 むつ市大字奥内字中野四〇〕

〔関根橋 小学校 むつ市川内町松川川代二二五の一〕

〔奥内 小 学 校 むつ市大字奥内字中野四〇〕

〔西目屋 中学校 中津軽郡西目屋村大字田代字稲元二二の一〕

〔北部 中学校 下北郡東通村大字蒲野沢字外畑九七の七〕

〔西目屋 中学校 中津軽郡西目屋村大字田代字稲元二二の一〕

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 六二（初任給調整手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠

人事委員会規則七 六二（初任給調整手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 六二（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中、「教育職給料表(三)」を削る。

第六条第一項中「掲げる額」の下に、「(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号) 第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、その額に職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月青森県条例第五号) 第十七条(同条例第二十二条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えられた職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年七月青森県条例第十六号) 第二条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」を加える。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 六七（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠

人事委員会規則七 六七（管理職手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 六七（管理職手当）の一部を次のように改正する。

第三条中「掲げる額」の下に、「(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号) 第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、その額に職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月青森県条例第五号) 以下「育児休業条例」という。)) 第十七条(育児休業条例第二十二条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えられた職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年七月青森県条例第十六号) 以下「勤務時間条例」という。)) 第二条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数(勤務時間条例第八条第一項に規定する船員にあつては、育児休業条例第十七条(育児休業条例第二十二条におい

て準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた勤務時間条例第八条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数)を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)を加える。

別表第一知事の事務部局の項中

「本庁理事

「本庁理事

新幹線開業調整監

「東京事務所長

保健大学事務局長

「東京事務所長

「出納局次長

保健大学副学長

「出納局次長

「本庁室長(職務の級行政職給料表

八級のものに限る。)

「本庁室長(職務の級行政職給料表

八級のものに限る。)

環境再生調整監

「東青地域県民局地域農林水産部青

森家畜保健衛生所長

地域県民局地域農林水産部漁港漁

場整備事務所長(区分八類のもの

を除く。)

「地域県民局地域健康福祉部福祉こ

ども総室長

地域県民局地域農林水産部東青地

方漁港漁場整備事務所長

「鉄道管理事務所長

保健大学学部長

保健大学健康科学研究科長

「鉄道管理事務所長

「あすなる医療療育センター所長

「あすなる医療療育センター次長(

を

本庁課長を兼務する者に限る。)

「あすなる医療療育センター所長

「障害者職業訓練校長

農林総合研究センター畑作園芸試

験場長

「障害者職業訓練校長

「農林総合研究センターりんご試験

場長

農林総合研究センター畜産試験場

長

「農林総合研究センターりんご試験

場長

「総括副参事

企画調整報道監(職務の級行政職

給料表七級のものに限る。)

「総括副参事

「IT専門監

環境再生調整監

「IT専門監

「総括研究管理監

保健大学学学生部長

保健大学附属図書館長

保健大学健康科学教育センター長

保健大学健康科学研究センター長

保健大学事務局次長

「総括研究管理監

「地域県民局地域農林水産部家畜保

健衛生所長(区分六類のものを除

く。)

「地域県民局地域農林水産部家畜保

健衛生所長

「地域県民局地域農林水産部漁港漁

場整備事務所長(職務の級行政職

給料表六級のものに限る。)

を

「地域県民局地域農林水産部漁港漁場整備事務所長(区分六類のものを除く。)

に、

「農林総合研究センターりんご試験場南果樹研究センター所長

を

「農林総合研究センター畜産試験場和牛改良技術センター所長

「農林総合研究センター畜産試験場和牛改良資源センター所長

「農林総合研究センター畑作園芸試験場長

「農林総合研究センターりんご試験場南果樹研究センター所長

「農林総合研究センター畜産試験場長

に、

「農林総合研究センター畜産試験場和牛改良技術センター所長

「知事秘書

「副参事

を

「企画調整報道監(区分七類のものを除く。)

「副参事

「医療指導監

に、

「農林建築指導監

「医療指導監

に、

「税務調査監

「地域県民局地域健康福祉部企画調整室長

を

「税務調査監

に、

「地域県民局地域健康福祉部福祉総室次長

を

「地域県民局地域健康福祉部福祉総室次長

に、

「地域県民局地域健康福祉部福祉子ども総室次長

に、

「工事調整監
建築調整監

を

世増ダム管理監

「工事調整監

に、

「鉄道管理事務所次長

を

「環境保健センター総務室長

を

「鉄道管理事務所次長

に、

「保健大学学科長

「保健大学人間総合科学科科目主任教授

を

「保健大学健康科学教育センターの科の長

を

「保健大学健康科学研究センター研究開発科長

「保健大学事務局総務課長

に、

「女性相談所次長

に、

「あすなる医療療育センター次長(区分六類のものを除く。)

を

「あすなる医療療育センター次長

に、

「さわらび医療療育センター次長

を

「農林総合研究センター企画経営室長

を

「農林総合研究センター企画調整室長

に、

「十和田食肉衛生検査所三戸支所長」を

「十和田食肉衛生検査所三戸支所長

を

「農林総合研究センター畜産試験場和牛改良資源センター所長

に改め、同表監査委員の事務部局の項中

「事務局長

二類

を

「事務局長

二類

「事務局長次長

四類

に改め、同表教育委員会の事務部局

の項中

「総括副参事」を

「総括副参事

学校教育課学校教育企画監

「企画調整報道監

県立学校課特別支援教育室長

スポーツ健康課全国スポーツ・レクリエーション祭推進室長

文化財保護課三内丸山遺跡対策室長

「学校教育課特別支援教育推進室長

生涯学習課学校地域連携推進監

スポーツ健康課全国高等学校総合体育大会準備室長

文化財保護課三内丸山遺跡保存活用推進室長

「本部部长

「特務参事官

「本部部长

「研究管理官

「研究管理官

「給与管理官

「情報管理調査官

「交通管制官

「会計官

「附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 八〇（期末手当、勤勉手当及び期末特別手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠

人事委員会規則七 八〇（期末手当、勤勉手当及び期末特別手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 八〇（期末手当、勤勉手当及び期末特別手当）の一部を次のように改正する。

題名中「、勤勉手当及び期末特別手当」を「及び勤勉手当」に改める。

第一条中「、第十九条の五」を削り、「、勤勉手当及び期末特別手当」を「及び勤勉手当」に改める。

第二条第七号中「第五条の三第一項」を「第七条第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

十 法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）をしている職員

第三条第二号口中「第五号」を「第四号」に改め、同条第三号に次のように加える。

二 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十五条に規定する一般地方独立行政法人（以下「一般地方独立行政法人」という。）の役員又は職員（人事委員会の定めるものに限る。以下同じ。）

第五条の二中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第五条の四第二項中「給料月額に乗ずる」を「百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める」に改める。

第六条第二項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 育児休業法第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率（育児休業条例第十七条の規定により読み替えられた職員の勤務時間、休暇等に関する

条例（平成七年七月青森県条例第十六号。以下「勤務時間条例」という。）第二

条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定す

る勤務時間で除して得た数（勤務時間条例第八条第一項に規定する船員にあつて

は、育児休業条例第十七条（育児休業条例第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間条例第八条第一項ただし書の規定に

より定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数）

をいう。第十二条第二項第四号において同じ。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の二分の一の期間

第六条第二項第二号の次に次の一号を加える。

三 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間については、その二分の一の期間

第七条第一項中「及び第六号」を、「第六号及び第八号」に改め、同項に次の一号を加える。

八 一般地方独立行政法人の役員又は職員

第七条の二第一項、第七条の三、第七条の五及び第七条の七中、「第十九条の五第七項」を削る。

第八条第一号中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「第五号まで」の下に「及び第十号」を加え、同条第四号中「第五条の三第二項」を「第七条第二項」に改める。

第十二条第二項中第十一号を第十三号とし、第八号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、同項第七号中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十七年七月青森県条例第十六号）」を「勤務時間条例」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

第十二条第二項第二号の次に次の一号を加える。

三 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間

第十四条の二の三から第十四条の九までを削る。

第十五条中、「第十九条の四第一項及び第十九条の五第一項」を「及び第十九条の四第一項」に、「勤勉手当及び期末特別手当」を「及び勤勉手当」に改める。

第十六条中、「条例第十九条の四第二項前段の勤勉手当基礎額又は条例第十九条の五第二項の期末特別手当基礎額」を「又は条例第十九条の四第二項前段の勤勉手当基礎額」に改める。

別表第一教育職給料表(三)の項を削り、同表任期付職員条例第四条第一項の給料表の項中「以上の」を「以上の号給及び任期付職員条例第四条第三項（育児休業条例第十六条（育児休業条例第二十二條において準用する場合を含む。）の規定により読み替

えて適用する場合を含む。）の規定により決定された」に、「三号給の給料月額」を「三号給」に、「一号給の給料月額」を「一号給」に改め、同表任期付職員条例第五条第一項の給料表の項中「以上の」を「以上の号給及び任期付職員条例第五条第四項（育児休業条例第十五条（育児休業条例第二十二條において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により決定された」に、「三号給の給料月額」を「三号給」に、「一号給の給料月額」を「一号給」に改め、同表備考第一項中、「教育職給料表(三)」を削る。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 八五（寒冷地手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 八五（寒冷地手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 八五（寒冷地手当）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 自己啓発等休業職員（法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をしている職員をいう。）

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 八六（農林漁業普及指導手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 八六（農林漁業普及指導手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 八六（農林漁業普及指導手当）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の一号を加える。

三 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）勤務を要する日における育児短時間勤務職員等として勤務を要する時間のうち、普及事務に従事している時間及び公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病によるものとして承認された休暇の事由により勤務をしていない時間の合計が、その月に育児短時間勤務職員等として勤務を要する時間の合計の二分の一以上となること。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 九五（地域手当）等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 九五（地域手当）等の一部を改正する規則

（人事委員会規則七 九五（地域手当）の一部改正）

第一条 人事委員会規則七 九五（地域手当）の一部を次のように改正する。

第四条中「第十九条の四第三項並びに第十九条の五第五項」を「並びに第十九条の四第三項」に改める。

別表中

神奈川県	横須賀市	四級地
愛知県	名古屋市中級地	三級地

を

愛知県	名古屋市中級地	三級地
刈谷市	豊田市中級地	

に改める。

（人事委員会規則七 九五（調整手当）の一部を改正する規則（平成十八年三月三十一日公布）の一部改正）

第二条 人事委員会規則七 九五（調整手当）の一部を改正する規則（平成十八年三月三十一日公布）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「百分の十二」を「百分の十三」に改める。

附則別表中

百分の十四	特別区	百分の十六	特別区
百分の十二	名古屋市	百分の十三	大阪市
百分の十	横須賀市	百分の十二	名古屋市
百分の八	福岡市	百分の九	福岡市
百分の五	仙台市	百分の六	仙台市
百分の三	札幌市		刈谷市
百分の二	多賀城市	百分の三	多賀城市

改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 一一一（特勤勤務手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 一一一（特勤勤務手当等）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一一一（特勤勤務手当等）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

4 次の各号に掲げる職員に対する第二項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であつて、第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）以下「育児休業条例」という。）（第十七条（育児休業条例第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）以下「勤務時間条例」という。）（第二条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 同項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「給料及び扶養手当の月額合計額の二分の一に相当する額」とあるのは、「給料の月額に職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）以下「育児休業条例」という。）（第十七条（育児休業条例第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）以下「勤務時間条例」という。）（第二条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額合計額の二分の一に相当する額」とする。

三 育児短時間勤務職員等であつて、第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）以下「育児休業条例」という。）（第十七条（育児休業条例第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）以下「勤務時間条例」という。）（第二条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

第四条第二項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の一項を加える。

4 次の各号に掲げる職員に対する第二項（前項各号の規定により読み替えて適用す

る場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、条例第十一条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 第二項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）以下「育児休業条例」という。）（第十七条（育児休業条例第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）以下「勤務時間条例」という。）（第二条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、条例第十一条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 第二項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「給料及び扶養手当の月額合計額に」とあるのは、「給料の月額に職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）以下「育児休業条例」という。）（第十七条（育児休業条例第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）以下「勤務時間条例」という。）（第二条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額合計額に」とする。

三 育児短時間勤務職員等であつて、条例第十一条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 第二項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）以下「育児休業条例」という。）（第十七条（育児休業条例第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）以下「勤務時間条例」という。）（第二条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

別表第一中

「下北教育事務所社会教育主事東通村駐在下北少年自然の家」を

「下北教育事務所社会教育主事東通村駐在下北教育事務所社会教育主事むつ市駐在」を

「金木高等学校市浦分校」を

「金木高等学校小泊分校」を

「金木高等学校市浦分校」を改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 一一八(教職調整額の支給方法)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 一一八(教職調整額の支給方法)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一一八(教職調整額の支給方法)の一部を次のように改正する。第三条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「占める職員」の下に「並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員」を加える。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 一三三(義務教育等教員特別手当)の一部を改正する規則をこ

ここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 一三三(義務教育等教員特別手当)の一部を改正する規則人事委員会規則七 一三三(義務教育等教員特別手当)の一部を次のように改正する。

第四条中「あつては、」を「あつては」に改め、「得た数を」の下に「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月青森県条例第五号)第十七条(同条例第二十二条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた職員の勤務時間、休暇等に関する条例第二条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」を加える。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 一五九(単身赴任手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 一五九(単身赴任手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一五九(単身赴任手当)の一部を次のように改正する。第五条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。五 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十五条に規定する一般地方独立行政法人の役員

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 一六二(管理職員特別勤務手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 一六二(管理職員特別勤務手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一六二(管理職員特別勤務手当)の一部を次のように改正する。

第一条中「られる」を「て適用する」に改める。

第二条第一項第二号ア中「第四条第三項」の下に「(職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月青森県条例第五号。以下「育児休業条例」という。))第十六条(育児休業条例第二十二條において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。」を加え、同項第三号ア中「第五条第四項」の下に「(育児休業条例第十五条(育児休業条例第二十二條において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。」を加える。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 一七九(再任用短時間勤務職員の給料月額)の端数計算)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 一七九(再任用短時間勤務職員の給料月額)の端数計算)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一七九(再任用短時間勤務職員の給料月額)の端数計算)の一部を次のように改正する。

題名中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改める。

本則中「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員について、職員の給与に関する条例(昭和二

十六年七月青森県条例第三十七号)第四條の二の」を「次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める」に改め、本則に次の各号を加える。

一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員 職員の給与に関する条例(昭和二十六年七月青森県条例第三十七号。以下「給与条例」という。))第四條の二

二 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七條の規定による短時間勤務をしている職員 職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月青森県条例第五号。以下「育児休業条例」という。))第十八條(育児休業条例第二十二條において準用する場合を含む。))の規定により読み替えられた給与条例第四條第三項、第四項、第六項若しくは第十一項、育児休業条例第十五條の規定により読み替えられた任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年十二月青森県条例第六十八号)第五條第三項若しくは第四項又は育児休業条例第十六條の規定により読み替えられた任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年十二月青森県条例第八十八号)第四條第二項若しくは第三項

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 一九一(平成十八年改正条例附則第九項から第十一項までの規定による給料)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 一九一(平成十八年改正条例附則第九項から第十一項までの規定による給料)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一九一(平成十八年改正条例附則第九項から第十一項までの規定による給料)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「地方公務員の育児休業等に関する法律」の下に「(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。))」を加え、同条第八号中「及び職員の育児休業等に関する条例」を「職員の育児休業等に関する条例」に、「第六條」を「第八條及び職員の自己啓発等休業に関する条例(平成二十年三月青森県条例第一号)第

八條及び職員の自己啓発等休業に関する条例(平成二十年三月青森県条例第一号)第

十条」に改める。

第三条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 施行日以降に育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務（次条第一項第四号において「育児短時間勤務」という。）を始めた職員

第四条第一項第一号中「指定職給料表の適用を受けることとなった場合及び」を削り、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「得た額」の下に「その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額に、育児休業条例第十七条（育児休業条例第二十一条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間条例第二条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（勤務時間条例第八条第一項に規定する船員にあつては、育児休業条例第十七条（育児休業条例第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間条例第八条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 一九二（退職手当の支給等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 一九二（退職手当の支給等）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一九二（退職手当の支給等）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「により現実に職務に従事することを要しない期間」の下に「又は同法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業（職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十年三月青森県条例第一号））第十一条第二項の規定により読み替えて適用される条例第七条第四項に規定する場合に該当するものを除く。」により現実に職務に従事することを要しない期間」を加え、同条第二号中「期間」の下に「又は育児短時間勤務（地方公務員の育児休業等に関する法律第十条第一項に規定する育児短時間勤務（同法第十七条の規定による勤務を含む。）をいう。）により現実に職務に従事することを要しない期間」を加える。

別表イの表第一号区分の項第一号中「平成十八年四月一日以後適用されている」を「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間において適用されていた」に改め、「平成十八年四月以後」の下に「平成二十年三月以前」を加え、同表第二号区分の項第一号中「平成十八年四月以後」の下に「平成二十年三月以前」を加え、同表第三号区分の項第一号中「平成十八年四月以後の給与条例」を「平成十八年四月一日以後適用されている職員の給与に関する条例（他の条例等において準用する場合を含む。）以下「平成十八年四月以後の給与条例」という。）」に改め、同表第五号区分の項第五号、第六号区分の項第五号、第七号区分の項第五号、第八号区分の項第六号、第九号区分の項第六号及び第十号区分の項第六号中「平成十八年四月以後」の下に「平成二十年三月以前」を加える。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則一三 八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則一三 八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則

人事委員会規則一三 八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

第二条の二 前条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）をしている職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）には適用しない。

第六条第一項中「第八条第一項」の下に、「（育児休業条例第十七条（育児休業条例第二十二條において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）」を加え、「水産試験場所属開運丸、東奥丸」を「水産総合研究センター所属開運丸」に改める。

第八条中「第十二条第一項第一号」の下に、「（育児休業条例第十七条（育児休業条例第二十二條において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。第八条の三において同じ。）」を加え、「二十日に地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数（一週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない再任用短時間勤務職員にあつては、百六十時間に勤務時間条例第二条第二項の規定に基づき定められた勤務時間を四十時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、一日当たりの勤務時間を一日として日に換算して得た）」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる」に、「とする」を「とする」に改め、同条に次の各号を加える。

一 齊一型短時間勤務職員（再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）及び育児短時間勤務職員等のうち、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。）
二十日に齊一型短時間勤務職員の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数

二 不齊一型短時間勤務職員（再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち、齊一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。）
百六十時間に育児休業条例第十七条（育児休業条例第二十二條において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間条例第一条第一項又は第二項の規定に基づき定められた不齊一型短時間勤務職員の勤務時間を四十時間で除して得た数を乗

じて得た時間数を、一日当たりの勤務時間を一日として日に換算して得た日数

第八条の二 第一項第一号中「再任用短時間勤務職員」の下に「及び育児短時間勤務職員等」を加え、同項第二号中「第四項」を「第四項第二号」に改め、同条第四項中「二十日に当該年の前年における年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の残日数（当該日数が二十日を超える場合にあっては、二十日）を加えて得た日数から、職員となつた日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の日数を減じて得た日数（同号に掲げる職員が再任用職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数）（当該」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数（その」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる場合に同じ、次に掲げる日数
ア 当該年の初日に職員となつた場合 二十日に当該年の前年における年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の残日数（当該残日数が二十日を超える場合にあっては、二十日）を加えて得た日数

イ 当該年の初日後に職員となつた場合 この号のイの日数から職員となつた日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の日数を減じて得た日数
二 再任用職員 その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数
第八条の三 次の各号に掲げる場合において、一週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときは当該変更の日以後における職員の年次休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては勤務時間条例第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる日数に同条第二項の規定により当該年の前年から繰り越された年次休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該日数から当該年

において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に同じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの項の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に同じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）と

する。ただし、その日数が人事委員会の定める日数を超える場合には、人事委員会が別に定める日数とする。

一 再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等以外の職員が一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この項において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは育一型短時間勤務（育児休業法第十七条の規定による短時間勤務のうち、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合、勤務形態の変更後における一週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における一週間の勤務日の日数で除して得た率

二 再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等以外の職員が育一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この項において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第十七条の規定による短時間勤務のうち育一型短時間勤務以外のものを終える場合、勤務形態の変更後における一週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における一週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

三 斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き不斉一型育児短時間勤務を始める場合、勤務形態の変更後における一週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を八時間とみなした場合の一週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

四 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き斉一型育児短時間勤務を始める場合、勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を八時間とみなした場合の一週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における一週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

2 前項の規定による勤務形態の変更の日以後における職員の年次休暇の日数は、人事委員会が定める場合に該当するときは、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定める日数とする。

第九条中「二十日」の下に「（第八条各号に掲げる職員にあっては、同条の規定による日数）を超えない範囲内の残日数（当該年の翌年の初日に勤務形態が変更される

場合にあっては、当該残日数に前条第一項各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数（人事委員会が定める場合にあっては、人事委員会が別に定める日数）」を加える。

第十条第一項中「再任用短時間勤務職員」の下に「及び育児短時間勤務職員等」を加え、同条第二項中「第八条に規定する一週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員」を「不斉一型短時間勤務職員」に改め、同条に次の一項を加える。

3 一 時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって一日とする。

一 次号から第四号までに掲げる職員以外の職員 八時間

二 育児休業法第十条第一項第一号から第三号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数

ア 育児休業法第十条第一項第一号 四時間

イ 育児休業法第十条第一項第二号 五時間

ウ 育児休業法第十条第一項第三号 八時間

三 斉一型短時間勤務職員（前号に掲げる職員を除く。）勤務日ごとの勤務時間の時間数（一時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）

四 不斉一型短時間勤務職員 一日当たりの勤務時間

第十二条第一項第十三号中「（再任用短時間勤務職員にあっては、二十四時間）」を削り、同項第十四号中「（再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、人事委員会が定める時間）」を削り、同条第二項中「にあっては、同項第十三号及び第十四号の休暇の単位は一時間、同項第十五号の休暇の単位は」を「及び育児短時間勤務職員等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 一 時間を単位として使用した第一項第十三号から第十五号までの休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって一日とする。

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 八時間

二 斉一型短時間勤務職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数（八時間を超える場合にあっては、八時間とし、一時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）

三 不斉一型短時間勤務職員 八時間

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の人事委員会規則一三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇) (以下「改正後の規則」という。) 第十二条第一項第十三号の休暇を取得する期間(当該期間の初日を除く。) 又は同項第十四号に規定する出産予定日の八週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間) 前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの期間(当該期間の初日を除く。) にこの規則の施行の日がある職員が同日前のそれぞれの当該期間に使用したこの規則による改正前の人事委員会規則一三 八第十二条第一項第十三号又は第十四号の休暇及び同日前に使用した同項第十五号の休暇については、改正後の規則第十二条第一項第十三号から第十五号までのそれぞれの休暇として使用されたものとみなす。

人事委員会規則一三 九(職員の育児休業等に関する規則) の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則一三 九(職員の育児休業等に関する規則) の一部を改正する規則

人事委員会規則一三 九(職員の育児休業等に関する規則) の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条の第三項及び第三項並びに第六条」を「第三条、第七条第一項、第八条、第十一条及び第十二条」に改める。

第三条の見出しを「(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)」に改め、同条中「第六条」を「第八条」に改め、同条を第四条とする。

第二条の見出しを「(育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務した期間に相当する期間)」に改め、同条中「第五条の第三項及び第三項」を「第七条第一項」に改め、同条第一号中「(平成三年法律第百十号)」を削り、同条第二号中「勤勉手当及び期末特別手当」を「及び勤勉手当」に改め、「第五号まで」の下に「及び第

十号」を加え、同条第四号中「から第三号まで」を「第二号及び第四号」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

(養育の方法)

第二条 条例第三条第四号及び第十一条第五号の人事委員会規則で定める方法は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号) その他の法律による育児休業並びに育児短時間勤務及びこれに類する所定労働時間を短縮することにより子の養育を支援する方法とする。

第四条の次に次の一条を加える。

(育児短時間勤務の形態)

第五条 条例第十二条第一号の人事委員会規則で定める日数は、十二日とする。

2 条例第十二条第一号の人事委員会規則で定める時間は、十六時間とする。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭